

## 国会審議における金融・証券税制についての主な議論（5月以降）

（国税関係）

昭和40年代後半からの個人投資家の株式離れが進んでいるがその背景は何か。また、どのような考えから今回の措置を講じたのか。

個人投資家の市場参加拡大は長期的な視点から、税制の枠組みの前に証券市場の信頼回復のため、罰則や監視体制の強化、情報提供の仕組みの整備などが急務ではないか。

個人株主を育成していくためには、投資単位の小口化、情報開示といった安心して株式に投資ができる環境整備が政策として重要ではないか。

今回の100万円特別控除は、個人の株式市場への参加に効果があると考えているのか。

今回の措置は株式投資に対する優遇策であり、課税の公正さを著しく歪めることになるのではないか。

証券税制の抜本的見直しを早急に行うべきではないか。

抜本的見直しにおいて申告分離課税の税率の引下げなどを行うべきではないか。

個人の投資家は、譲渡損の繰延べを望んでいるのではないか。

将来の株式譲渡益課税を含めた金融・証券課税のあり方として、分離課税とするのか、それとも総合課税とするのか。

直接金融の中心である株式市場の発展のため、配当所得について、法人税と所得税との調整や利子とのバランスを考慮すべきではないか。

( 地方税関係 )

住民税の場合、例えば基礎控除の額は33万円となっており、これと比べても今回の100万円の特別控除というのは優遇しすぎではないか。

今回の改正では、ごくわずかの高額所得者にしか恩恵は及ばないのではないか。従って、今回の改正は、所得間格差を拡げるものであり、また、景気にも好影響を与えるものではないのではないか。

個人投資家の市場参加を促進するのなら、安易に税制に頼るのではなく、株式市場の整備が先ではないか。また、今回のような小出しの措置でなく、まず、しっかりとした税制全体の設計図を持つことが必要と考えるがどうか。

源泉分離課税を残したまま申告分離課税に係る少額譲渡益非課税制度を創設して効果があると思うか。源泉分離課税の廃止後に行うのが筋ではないか。

申告分離課税への一本化の議論は大きく揺れている。あくまでも申告分離一本化の線を崩すべきではないと考えるがどうか。